

競争参加者選定事務取扱要領の制定について(抄)

平成13年4月16日 12林国管第73号
林野庁長官より各森林管理局長、各
森林管理局長（各分局長扱い）、森
林技術総合研修所長宛て

〔最終改正〕平成22年12月1日 22林国管第81号

別 記

第1 建設工事契約の等級及び格付の数値の算定方法は、次の各号に掲げるところによる。

1 等 級

(1) 土木工事

等級	工 事 の 予 定 価 格 の 範 囲	総 合 数 値
A	2億円以上	2,000点以上
B	4,000万円以上 2億円未満	1,350点以上 2,000点未満
C	1,200万円以上 4,000万円未満	1,190点以上 1,350点未満
D	1,200万円未満	390点以上 1,190点未満

(2) 建築工事

等級	工事の予定価格の範囲	総合数値
A	2億円以上	1,200点以上
B	1億円以上 2億円未満	1,000点以上 1,200点未満
C	3,000万円以上 1億円未満	800点以上 1,000点未満
D	3,000万円未満	800点未満

(3) その他の工事

その他の工事については、年間の契約件数が少ないため、等級の区分は行わないものとする。